

第3章. 施策の展開

この章では、計画理念及び基本方針を踏まえた、施策の基本的方向と展開について示します。

基本方針ごとに推進すべき基本的方向を示し、継続的な施策を展開していきます。また、基本方針ごとに、目標の方向性を示す環境指標を掲げて、取組の現状把握や進行管理に役立てます。

基本方針	基本的方向	施策の展開
1 瀬戸の“しぜん”	1-1 自然環境の保護・保全	1-1-1 貴重な自然環境の保護・保全 1-1-2 森林の適切な保全 1-1-3 河川などの水辺環境の保全
	1-2 生物多様性の保全	1-2-1 生物の多様な生息生育環境の保全 1-2-2 外来生物対策の推進 1-2-3 生物多様性に対する理解の促進
	1-3 自然とのふれあいの推進	1-3-1 ふれあいの場・機会の創出 1-3-2 里山の適切な維持管理と活用 1-3-3 農地の保全と活用 1-3-4 エコツーリズムの展開
2 瀬戸の“くらし”	2-1 公害対策の推進	2-1-1 大気汚染防止対策の推進 2-1-2 水質汚濁・土壌汚染防止対策の推進 2-1-3 感覚公害の未然防止の推進
	2-2 資源循環型まちづくりの推進	2-2-1 3Rの推進 2-2-2 ごみの適正処理の推進 2-2-3 産業廃棄物、不法投棄対策の推進
	2-3 まちの環境の保全・創出	2-3-1 まちの環境美化の推進 2-3-2 まちなみ環境の保全・創出
	2-4 低炭素社会の実現に向けた取組の推進	2-4-1 賢い選択（COOL CHOICE）の展開 2-4-2 温室効果ガスの排出削減 2-4-3 気候変動の影響に対する適応策の推進 2-4-4 再生可能エネルギーの活用促進 2-4-5 省エネルギーの促進
3 瀬戸の“ひとびと”	3-1 多様な主体の連携・協働	3-1-1 多様な主体の連携・協働の強化 3-1-2 地域の自発的な取組の支援
	3-2 グリーンな経済システムの構築	3-2-1 地域資源を活用した環境ビジネスの支援 3-2-2 事業者の環境情報の発信の促進
	3-3 市民・事業者の環境意識の向上	3-3-1 環境教育・環境学習の推進 3-3-2 環境情報の共有、発信 3-3-3 環境イベントの開催

1. 瀬戸の“しぜん”

緑豊かな瀬戸市の自然にふれながら、大切に守り、後世に伝えていくために優れた自然環境の保護・保全や、身近にふれ合うことのできる自然の保全・活用などの取組を進めます。

【環境指標】

項目	現 状	目標の方向性
保護・保全された森林の面積 ■保護された面積 ・ 国定公園・特別地域 1,899ha ・ 県自然環境保全地域 127.85ha ■保全された面積 ・ 国定公園・普通地域 498ha ■市保護・保全区域 53.6ha	2,578.45ha	↑
森林の総面積	6,300ha	→
自然とのふれあい講座やイベント実施回数及び参加人数 ■市主催 40 講座／年、949 人／年 ■認定講座 7 講座／年、184 人／年	47 講座／年 1,133 人／年	↑



1.1. 自然環境の保護・保全



1-1-1 貴重な自然環境の保護・保全

本市独自の重要な自然環境の保護・保全の仕組みの中で指定された特定地区について、既指定地区（下半田川町蛇ヶ洞川エリア）において、「保護及び保全計画書」に基づく保護・保全活動を市民、事業者との連携・協働のもとで推進するとともに、特定地区を新規に指定します。

また、特定地区及び候補地区においては、継続的な自然環境のモニタリング調査を実施し、自然環境の現状把握に努めます。

【コラム】保護と保全

本計画では、自然環境の“保護”と“保全”によって、自然を守ることに取り組めますが、本市の多種多様な森林や河川、動植物に合わせた“自然環境の守り方”が、保護と保全です。

“保護”は、希少な動植物の生息・生育の場や、学術的にも価値の高い自然、人の手を加えずに自然の働きに任せておくことが適切と判断される広葉樹二次林を、そのままの状態を残し、見守ることです。

“保全”は、希少な生物の保護、景観の維持、木材やきのこの生産、環境教育などの目的のために、人が管理・活用することによって現在の自然環境や人為的に形成された環境の状態を維持することです。

このように、自然環境の“保護”と“保全”は、守り方としての性質が異なるものですが、どちらが適切であるかの判断は、専門的な調査や知識が欠かせませんし、土地所有者の意思もくむ必要があります。

自然環境の性質や状況などに応じて、適切に自然環境を守ることに取り組んでいきます。



1-1-2 森林の適切な保全

市域の約6割を占める森林については、天然林、人工林など森林の形態に合わせた造林や間伐などの適切な森林施業による森林の保全を図るとともに、自然公園地域や保安林などの適切な指定と適切な活用による区域の継続、東大演習林の維持など、関係機関と連携しながら、森林面積の減少を抑制します。



1-1-3 河川などの水辺環境の保全

河川や湿地の水質調査や自然環境調査などを定期的に行い、それらの結果に基づいて、河川の適切な維持管理や水辺の生物の生息・生育環境の保全を図ります。また、市民・事業者との連携・協働による清掃活動などを推進し、水辺環境を良好な状態で維持します。

1.2. 生物多様性の保全



1-2-1 生物の多様な生息生育環境の保全

森林や河川、農地など、様々な生物の生息・生育環境について、定期的な自然環境の現状調査を行いながら、その結果に基づき、それぞれの生息・生育環境にあった保全策を検討し、多種多様な生物が共存する豊かな自然環境を保全します。

また、市内に点在する生物の生息・生育環境を、生物の移動経路となる河川や緑道などの線的な動線で有機的に結びながら、地域の生態系ネットワークを構築します。



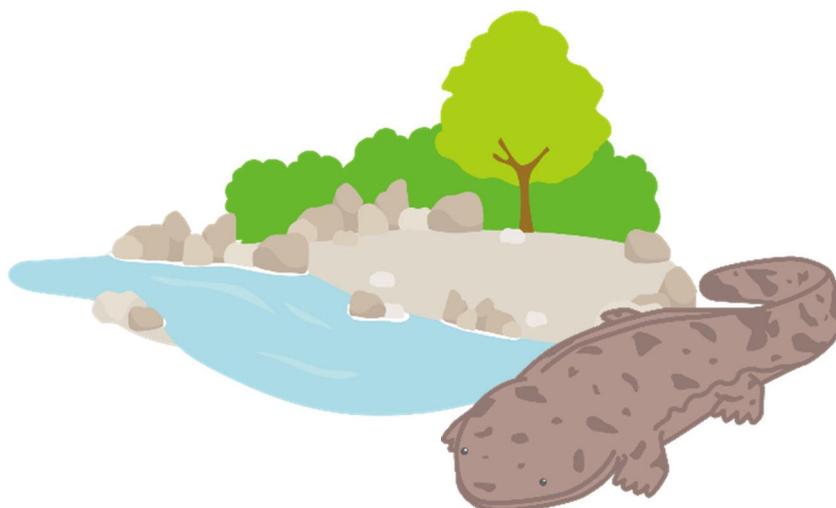
1-2-2 外来生物対策の推進

地域の生態系に影響を与える外来生物（アライグマ、ハクビシン、ヌートリア、カミツキガメなど）の駆除活動を推進し、地域固有の生態系を保全するとともに、人への危害防止など安全安心の確保を図ります。



1-2-3 生物多様性に対する理解の促進

生物多様性保全に関する市民の理解を深めるために、情報発信やイベントを通して市民への周知を図るとともに、得た知識を体感してもらうための環境学習や環境教育を実施します。



1.3. 自然とのふれあいの推進



1-3-1 ふれあいの場・機会の創出

愛知高原国定公園（定光寺、岩屋堂、東海自然歩道）や県の自然環境保全地域（海上の森）などの豊かな森林や、瀬戸川などの身近な河川を活用して、市民や事業者と自然とふれあえる場や機会を提供することによって、自然環境に対する親しみの向上や理解を促します。

また、パートナーシップ型組織との連携・協働による自然とのふれあい講座やイベントを実施します。



1-3-2 里山の適切な維持管理と活用

適切な造林・間伐など里山環境の維持管理を推進します。

また、環境学習・環境教育の場としての活用を図るとともに、伐採木などを活用した資源活用（ブランド商品化）につなげます。



1-3-3 農地の保全と活用

農地の維持・再生のための担い手の育成を推進するとともに、耕作放棄地については、農業者の要望に沿った農地を探すなど、農業者と農地のマッチングを図ることでの活用を促進します。

また、イノシシなどの有害鳥獣から農地を保全するための対策を実施します。



1-3-4 エコツーリズムの展開

自然ガイドボランティアや観光事業者などと連携して、エコツーリズムの仕組みづくりを検討するほか、様々な手段（ホームページ、SNS、紙媒体など）を活用して、自然観光資源の魅力を発信します。

2. 瀬戸の“くらし”

日々の暮らしの中で瀬戸市の生活環境や地球環境の向上に寄与するために、資源循環型まちづくりや低炭素社会の実現を目指し、市民や事業者が安心して日常生活や事業活動を営むことができるよう取組を進めます。

【環境指標】

項目		現状	目標の方向性
環境基準の達成状況			
大気汚染 (4項目)	二酸化硫黄	達成	→
	浮遊粒子状物質	達成	→
	二酸化窒素	達成	→
	光化学オキシダント	未達成	↑
河川 水質汚濁 (4地点)	瀬戸川(三郷橋) : D類型	達成	→
	矢田川(本地大橋) : C類型	達成	→
	水野川(東谷東橋) : C類型	達成	→
	蛇ヶ洞川(蛇ヶ洞川橋) : A類型	一部※未達成	↑
道路 騒音・振動 (5地点)	十軒町(国道155号)	達成	→
	西原町(国道363号)	達成	→
	山口町(国道155号)	達成	→
	西古瀬戸町(国道248号)	一部※未達成	↑
	中水野町(県道210号)	達成	→
資源物を含む一般廃棄物の量		41,488 t	↓
家庭から回収される資源物の割合		18.3%	↑
「住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金」の補助申請及び問い合わせ件数		実施数 : 63件/年	↑

※河川水質の環境基準(A類型)には、「水素イオン濃度(pH)」「生物化学的酸素要求量(BOD)」「浮遊物質(SS)」「溶存酸素量(DO)」「大腸菌群数」の5つの項目があり、「蛇ヶ洞川(蛇ヶ洞川橋)」においては、「大腸菌群数」の1項目のみが未達成となっています。

※道路の騒音・振動については、交通規制などを公安委員会へ要請することになる水準「要請限度」と維持されることが望ましいとされる「環境基準(振動については規定なし)」の2つが設定されており、「西古瀬戸町(国道248号)」においては、「要請限度」については基準を達成しているものの、より基準の厳しい「環境基準」が未達成となっています。

2. 1. 公害対策の推進



2-1-1 大気汚染防止対策の推進

県と連携しながら、大気汚染防止のため、監視・指導を実施します。



2-1-2 水質汚濁・土壌汚染防止対策の推進

県と連携しながら、河川・地下水の水質汚濁や土壌汚染の防止のため、監視・指導を実施します。



2-1-3 感覚公害の未然防止の推進

騒音・振動・悪臭等の感覚公害については、事業者との環境保全協定の締結を積極的に働きかけます。また、公害苦情に対しては、適切に処理します。

2. 2. 資源循環型まちづくりの推進



2-2-1 3Rの推進

食品ロスの削減やミックスペーパーの分別によるごみの減量化や、ごみ処理に係る費用負担の適正化を図ります。また、道の駅瀬戸しなのなどの施設から発生する食品残渣のたい肥化、農家への無償配布、食品スーパーなど事業者との連携の仕組みづくりなど、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）を優先的に推進します。

また、建設リサイクル法に基づく、公共事業における資材の再資源化の実施など、リサイクル（再生利用）を推進します。



2-2-2 ごみの適正処理の推進

ごみ分別などの「ごみ出しルール」の周知徹底を図るとともに、適正かつ効率的な収集運搬体制を確立します。また、中間処理・最終処分については、関係機関と連携しながら、適切な処理を促進します。

また、野焼きなど不法焼却に関する監視・指導を強化します。



2-2-3 産業廃棄物、不法投棄対策の推進

産業廃棄物については、「瀬戸市産業廃棄物関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」や「産業廃棄物等関連施設環境保全対策書作成指針」に基づき、市民と事業者相互の合意形成のもとで、適正な処理を促進します。

不法投棄対策については、引き続き監視・指導体制（監視カメラの設置、パトロールなど）を強化します。

2.3. まちの環境の保全・創出



2-3-1 まちの環境美化の推進

「瀬戸市ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例」に基づき、市民等とともに環境美化意識やマナーなどの向上を図るとともに、地域や事業者などによる清掃美化活動を支援します。また、市では快適環境の充実にかかる取組として、市民や事業者と連携・協働し「環境美化事業」（環境美化イベント、ボランティア清掃袋の配布、地域清掃ごみの収集）を実施しています。



2-3-2 まちなみ環境の保全・創出

民有地緑化助成事業（生けがき設置奨励補助金）、花のまちづくり事業（緑化推進奨励補助金）、緑の街並み推進事業（都市緑化推進事業補助金）などにより、民有地緑化を促進するとともに、空き家及び空き地の適正管理の促進など、まちなみ環境の保全・創出に努めます。

2.4. 低炭素社会の実現に向けた取組の推進



2-4-1 賢い選択（COOL CHOICE）の展開

県の補助制度などを活用（情報提供など）したエコカーへの買い替えなど、低炭素製品の普及を促すとともに、外出や通勤時における公共交通機関や自転車、カーシェアリングなどの低炭素サービスの選択や、エアコンのこまめな温度設定、クールビズ、エコドライブなどの低炭素なライフスタイルへの転換といった「COOL CHOICE運動」を推進します。

【COOL CHOICE（クールチョイス：賢い選択）】

「COOL CHOICE」とは、平成27年（2015年）に国が提唱した国民運動で、令和12年度（2030年度）の温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという目標達成のために、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す運動です。



未来の
ために、
いま選ぼう。

2-4-2 温室効果ガスの排出削減



「第3次エコオフィスプランせと（瀬戸市地球温暖化防止実行計画）」に基づき、市における全庁的な環境配慮行動を推進するとともに、市民、事業者も含め市全体の取組に向けた「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定を検討します。

2-4-3 気候変動の影響に対する適応策の推進



熱中症防止のための情報提供やクールビズなどの普及を推進します。また、近年多発する集中豪雨による浸水被害などの都市型水害対策を推進するとともに、県で策定された「愛知県気候変動適応計画」を参考にしながら、「地域気候変動適応計画」の策定を検討します。

【コラム】愛知県気候変動適応計画

地球温暖化に対する取組として、温室効果ガスの排出の抑制等を行う「緩和策」だけではなく、気候変動によりすでに現れている影響や中長期的に避けられない影響に対する「適応策」についても対策を進めることが求められる中、愛知県では「あいち地球温暖化防止戦略2030」（平成30年（2018年）2月策定、令和2年（2020年）7月改定）に「適応策」を盛り込み、「愛知県気候変動適応計画」と位置づけています。

気候変動の影響による被害を最小化あるいは未然に防ぐためには、気候変動の影響を受ける各分野において、計画的・効果的に適応策を推進していく必要があります。愛知県では、重視すべき気候変動影響の分野・項目を選定し、それぞれに適応策を記載しています。

分野	気候変動の影響	適応策
農林水産業	<ul style="list-style-type: none"> 米の白未熟粒の発生 一等米比率の低下 切り花品質の低下 果樹の日焼け 	<ul style="list-style-type: none"> 高湿耐性品種の開発 高湿対策技術の開発
自然生態系	<ul style="list-style-type: none"> ニホンジカ等による農林業への被害 新たな外来種の侵入や分布拡大のおそれ 	<ul style="list-style-type: none"> 野生鳥獣の個体数管理 絶滅危惧種の保護 外来種の防除
自然災害 ・沿岸域	<ul style="list-style-type: none"> 局地的豪雨や土砂災害の増加 	<ul style="list-style-type: none"> 総合的な治水対策 土砂災害防止施設の整備
健康	<ul style="list-style-type: none"> 熱中症搬送者数や死亡リスクの増加 	<ul style="list-style-type: none"> 熱中症予防のための普及啓発 救急搬送情報の公表

2-4-4 再生可能エネルギーの活用促進



「瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」に基づき、太陽光発電設備と自然環境等との調和に取り組みます。

「住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金」の継続的な実施や新規の補助制度などの支援策を構築します。

また、大学などの学術・研究機関や事業者と連携しながら、研究開発や市民向け講座などを実施します。

2-4-5 省エネルギーの促進



市民・地域・事業者の省エネ行動（省エネ家電への買い替え、照明のLED化など）を促進します。

また、住宅・事務所などの省エネルギー化（断熱施工、省エネ性能の高い設備の導入、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）の普及など）を促進します。

3. 瀬戸の“ひとびと”

持続可能なまちを実現するために、市民、事業者、学術・研究機関、市などの多様な主体の連携・協働や、地域資源を活かしたグリーンな経済システムの構築、市民・事業者の環境意識の向上などにつながる取組を進めます。

【環境指標】

項目	現 状	目標の方向性
環境配慮に取り組んでいる事業所の数	115 事業所	↑
環境ビジネスに関連する情報発信回数	未実施	↑
「せと環境塾」等の実施数及び参加人数 (認定講座、イベント等含む)	53 講座／年 1,256 人／年	↑



3. 1. 多様な主体の連携・協働



3-1-1 多様な主体の連携・協働の強化

パートナーシップ型組織（市民・事業者）と市の2者連携による活動をさらに強化するとともに、市民・事業者・市の3者連携を図るなど、連携を強化します。

また、大学などの学術・研究機関との連携を図り、市民・事業者とも合わせた4者による連携・協働を推進します。



3-1-2 地域の自発的な取組の支援

地元自治会などと連携しながら、地域の自発的な環境への取組を促す仕組みを検討します。また、地域が主体となって環境に関する取組を作成する際には、情報提供や学識経験者等によるアドバイスなどの支援を行います。

3. 2. グリーンな経済システムの構築



3-2-1 地域資源を活用した環境ビジネスの支援

事業者などと連携し、地元の環境資源を活用したブランド商品の開発を支援するとともに、環境に特化したベンチャー企業などの支援を実施します。

また、事業者のパートナーシップ型組織と連携し、環境ビジネスに特化したセミナーなどの開催にむけた体制、仕組みづくりを行います。



3-2-2 事業者の環境情報の発信の促進

「瀬戸市環境の保全及び創造に関する協定」締結事業所の事業活動や環境情報の公表など、市内の事業者自らがESG投資の投資先となるための情報発信などを促進します。

3.3. 市民・事業者の環境意識の向上



3-3-1 環境教育・環境学習の推進

「せと環境塾」による環境講座（フィールドワーク、座学、オンライン講座など）を定期的実施するとともに、自然ガイドボランティアの育成・支援を充実します。

また、大学や事業者などの学術・研究機関など、多様な主体との連携・協働による環境講座の実施や、小中学校などの教育現場での環境に関する内容を取り入れた授業カリキュラムを充実します。



3-3-2 環境情報の共有、発信

様々な手段（ホームページ、SNS、紙媒体など）を活用して情報発信の充実を図るとともに、環境情報ポータルサイト（市環境課公式 Facebook）の内容の充実や双方向による情報の共有化を図り、市民への認知度の向上につなげます。

また、自然観光資源の魅力の紹介や、市民・事業者の環境への取組などの情報発信、自然ガイドボランティア情報のデータベース化などを行います。



3-3-3 環境イベントの開催

市民の環境に対する意識向上のためのイベント（環境フェアなど）の開催（環境活動団体や事業者などの環境に関する取組の紹介など）を実施します。

また、環境基本計画の市民の認知度を上げるためのPRを行います。